

2019年度

磐田市保育園等入園案内

この入園案内は、磐田市の保育園・こども園（保育園枠）・地域型保育の申込みに必要な事項や手続きなどを記載しています。

申込みをする場合は、必ずお読みください。

申込み提出書類については必要書類をすべて揃えて期限内に提出してください。

目次

1	保育園等に入園申込みできる方	…… P 1
2	支給認定申請について	…………… P 2
3	入園申込みについて	…………… P 3
4	申込みに必要な書類	…………… P 4
5	その他の注意点について	…………… P 6
6	利用申込み後について	…………… P 7
7	入園の内定について	…………… P 7
8	保育料算定について	…………… P 9
9	その他	…………… P 11
10	提出書類記載例	…………… P 13

問い合わせ

磐田市こども部幼稚園保育園課

運営支援グループ：0538-37-2754

総務グループ：0538-37-4858

1 保育園等に入園申込みできる方

保護者が次の理由に該当し、お子様の保育が必要な場合に申し込むことができます。

保育を必要とする事由	保護者の状況	利用できる期間 (認定期間)
就労	月64時間以上就労している	就労が継続している期間
妊娠・出産	出産前後	出産予定月の前後2か月間 ※1
疾病・障がい	保護者が疾病、負傷、障がいがある	疾病等が回復するまで
介護・看護	親族を常時介護、または看護している	介護・看護の必要がなくなるまで
災害復旧	火災などの災害の復旧に当たっている	復旧が完了するまで
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている	効力発生日から90日を経過する日の月末 ※2
就学	大学や職業訓練校、専門学校などに通っている場合	卒業予定日の月末まで
虐待・DV	児童虐待・DVを防止するために必要な場合	必要と認められる期間

※1 期間満了後は退園となります。

引き続き在園を希望する場合は、再度、入園申込みをしてください。あらためて入園調整（選考）をさせていただきます。

※2 入園後90日以内に月64時間以上勤務の条件を満たす「就労（内定）証明書」を提出してください。なお、提出されず、他の保育認定事由にも該当しない場合は退園となります。

また、入園保留となられた方は、求職活動状況を確認させていただくため、3か月ごとに「求職活動申告書兼誓約書」の提出が必要です。

◎上記の事由に該当する場合でも、ご希望の保育園等に空きがない場合には入園できませんのであらかじめご承知おきください。



2 支給認定申請について

保育園等を利用するには、2号又は3号の支給認定申請及び入園申込みが必要です。

(1) 認定区分について

認定区分	対年齢	利用時間・形態	利用できる主な施設
2号認定	満3歳から 小学校就学前まで	「保育標準時間」(上限11時間) または 「保育短時間」(上限8時間)	保育園 認定こども園(保育園枠)
3号認定	0歳から2歳まで		保育園 認定こども園(保育園枠) 地域型保育事業

(2) 保育必要量について

2号、3号認定は、保護者の就労時間や保育を必要とする事由などにより、「保育標準時間認定」、「保育短時間認定」に区分されます。保育料や延長保育の取り扱いも、この区分に応じて異なります。

1日の利用可能時間は、保育標準時間認定は11時間まで、保育短時間認定は8時間までです。

保育を必要とする事由	標準時間・短時間	備考
就労	標準時間 又は 短時間	就労時間に応じて、個別に判断
妊娠・出産	原則標準時間	保護者から申請があった場合は短時間も可
疾病・障がい	標準時間 又は 短時間	疾病や障がいの程度に応じて、個別に判断
介護・看護	標準時間 又は 短時間	介護・看護の内容に応じて、個別に判断
災害復旧	原則標準時間	保護者から申請があった場合は短時間も可
求職活動	原則短時間	客観的かつ合理的な理由がある場合に限り標準時間も可
就学・職業訓練	標準時間 又は 短時間	就学に要する時間に応じて、個別に判断
虐待・DV	原則標準時間	保護者から申請があった場合は短時間も可
育児休業	原則短時間	客観的かつ合理的な理由がある場合に限り標準時間も可

◆園が定めた保育時間を越えて施設を利用する場合、「延長保育料」(園により異なる)が発生します。

◆短時間認定の保育利用時間は、園によって異なります。詳しくは「2019年度 磐田市内保育園・幼稚園等のご案内」をご覧ください。

3 入園申込みについて

入園希望月ごとに受付期間があります。

(1) 受付時間 8：30から17：15まで（土・日曜日、祝日を除く）

(2) 受付場所 磐田市こども部幼稚園保育園課（iプラザ3階）

各支所市民生活課市民福祉グループ

(3) 受付期間

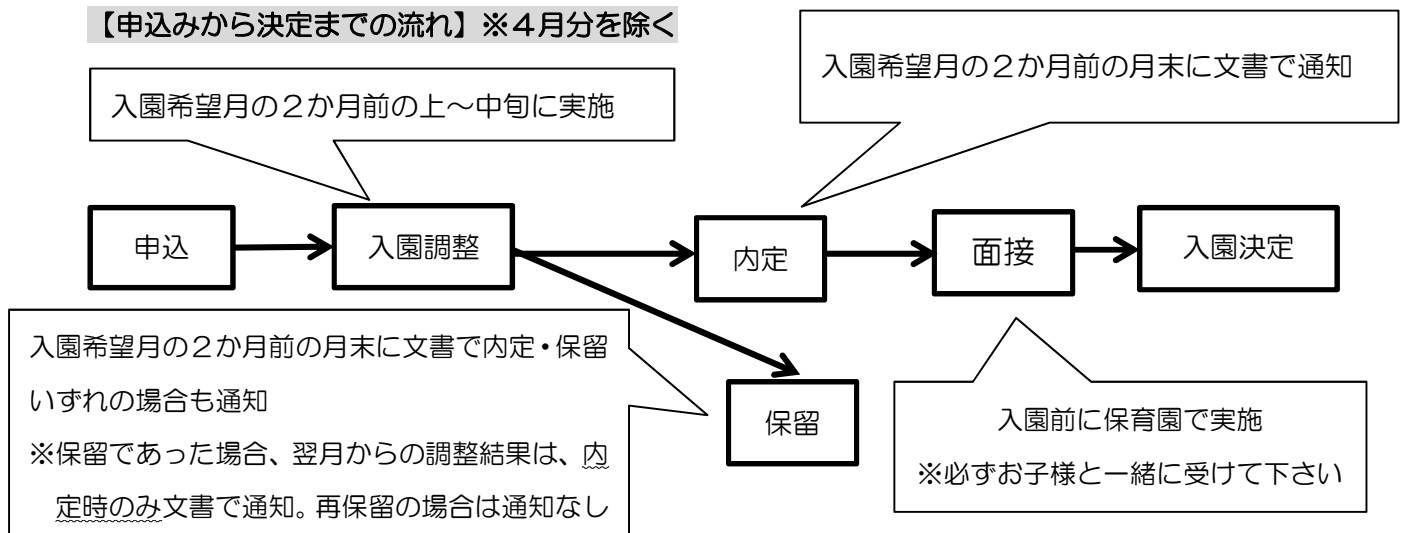
入園希望月	受付期間	結果通知
4月	【一次募集】 平成30年10月4日（木）～平成30年11月16日（金） 申請後の希望園の変更期間：12月3日（月）～12月7日（金） ※変更期間以降の受付の場合、一次募集での入園調整には反映できません。	平成31年1月末
	【二次募集】 平成30年11月19日（月）～平成31年1月31日（木）	// 2月末
5月	平成31年2月中	// 3月末
6月	// 3月中	// 4月末
7月	// 4月中	// 5月末
8月	// 5月中	// 6月末
9月	// 6月中	// 7月末
10月	// 7月中	// 8月末
11月	// 8月中	// 9月末
12月	// 9月中	// 10月末
1月	// 10月中	// 11月末
2月	// 10～11月	// 12月末
3月	// 10～12月	平成32年1月末

入園希望月の3か月前の
1か月間

※初日が閉庁日の場合は、
前開庁日から受付します
※入園希望月が1月以降の
場合は、10月からの受付可

◆入園は先着順ではありません。利用調整指数表（磐田市ホームページに掲載）に基づき入園調整を行い、利用者を決定します。

【申込みから決定までの流れ】※4月分を除く



4 申込みに必要な書類

(1) 全ての方が必要な書類

1	保育園等入園申込書（桃色用紙）	お子様1名につき1枚必要です。
2	支給認定申請書（黄色用紙）	お子様1名につき1枚必要です。 ※マイナンバーの確認時に必要なもの ①番号確認…マイナンバーカード（父母）、通知カード（父母）等 ②本人（来庁者）確認…免許証等 ①、②の確認が必要です。詳細はP6～7をご確認ください。
3	磐田市保育園等入園調査書	お子様1名につき1枚必要です。
4	お申込み確認シート	確認後、項目にチェックしてください。
5	保育を必要とすることを証明する書類	提出していただく方は、お子様の父母、同居（世帯分離・同一敷地内の別棟・隣接地も同居とみなす）している65歳未満の祖父母です。状況により必要な書類が異なります。詳細は下表でご確認ください。

【保育を必要とすることを証明する書類】



		就労証明書	求職活動申告書兼誓約書	申立書 ※	※ 申立書+添付資料				
					診断書	母子手帳のコピー (表紙+分娩予定日のページ)	介護保険証のコピー	障害者手帳・療育手帳・ カリキュラムのコピー	在学証明書等のコピー及び 在学証明書のコピー
就 労	雇用（内定含む）	○							
	自営業・農林漁業	○							
	内職	○							
	妊娠・出産			○		○			
	疾病・負傷			○	○				
	障がい			○			○		
介 護 ・ 看 護	障がい者、要介護者の 看護等			○			○		
	障がい者、要介護者 以外の看護等			○	○				
	災害復旧			○					
	求職活動		○						
	就学・職業訓練			○				○	
	虐待・DVなど			○					○

- ◆必要に応じて、その他関係書類を提出していただくことがあります。
- ◆同居の場合の65歳未満の祖父母の資料は、入園調整の指数確認用に必要です。
提出がない場合は、調整点数の減点があります。
- ◆「育児休業」事由での新規入園はできません。 → 育休明けの「就労」でお申し込みください。

(2) 保育料算定に必要な書類（該当する方のみ）

- ◆マイナンバー制度による情報連携の試行運用中ですので、引き続き従来と同様の添付書類の提出をお願いします。なお、本格運用が開始されると一部の添付書類が不要になる予定です。
- ◆保育料は、保護者の市民税所得割額をもとに算定します。転入などで平成30年1月1日時点で磐田市に住民登録がなかった方は、住民登録のあった自治体から下表の書類を取得し、提出してください。
- ◆提出書類は、転入時期や入園希望月により異なります。

【平成30年1月2日以降に磐田市に転入された方が必要な書類】

	4月～8月 入園希望	9月～3月 入園希望
平成30年1月2日 ～平成31年1月1日に、 磐田市に住民登録された方	●平成30年度 市町村民税 所得課税等証明書 (平成29年中の所得)の写し	必要なし
平成31年1月2日以降に、 磐田市に住民登録された方	●平成30年度 市町村民税 所得課税等証明書 (平成29年中の所得)の写し ●平成31年度 市町村民税 所得課税等証明書 (平成30年中の所得)の写し	●平成31年度 市町村民税 所得課税等証明書 (平成30年中の所得)の写し

※平成31年度の所得課税等証明書（平成30年中所得）は、平成31年6月頃から交付される予定です。取得可能時期が来たら、転入前の住民登録地で発行を受けて、すみやかに提出してください。

- ◆市町村により名称が異なりますが、市町村民税課税額が分かる証明書を提出してください。
- ◆住民登録があった方でも、収入が無かった方や市税の申告状況、世帯状況によっては、その他の書類を提出していただく場合があります。

世帯に在宅障がい児(者)がいる方は…

◇保育料が軽減される場合がありますので、その方の手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の写しを提出してください。

5 その他の注意点について

(1) 認定申請及び利用申込の前に

- ◆園によって保育内容に特色があるため、利用申込みをする前には原則、園を見学してください。
- ◆園によっては、保育料以外に父母会費や体操服・園服等の費用が別途かかる場合があります。

(2) 希望園の記入について

保育園等入園申込書に記載欄を第1希望から第3希望まで設けています。第4希望以上ある場合は余白にご記入ください。

※希望園の記載に制限はありませんが、入園決定後、確実に通園が可能な園をご記入ください。

※正当な理由なく内定辞退するなど、公正な選考に支障を来たす場合は、当該年度の入園調整において減点の対象となります。

(3) お子様の発達や行動、身体について心配がある場合

お子様に障がいがある場合や、お子様の発達面（言葉の遅れや落ちつきがない等）、健康面（病歴や持病等）に不安がある場合は、利用申込み前に必ず希望する施設を見学していただき、施設の担当者にご相談ください。なお、施設の受入態勢が整わず、入園をお受けできない場合もありますので、期間に余裕をもってお早目にご相談ください。

(4) 磐田市外にお住まいの方（転入予定を含む）

認定及び利用申込みは、いずれもお住まいの市区町村で行っていただきます。必要書類はお住まいの市区町村の様式をお使いください。お住まいの市区町村から申込み書類の送付を受け、磐田市が入園調整（選考）を行います。入園の可否については、お住まいの市区町村を通じてご連絡します。転入後は必ず窓口にて手続きをお願いします。

(5) 育児休業の取り扱い

育児休業取得中の方は、入園月（以前）に復職することを条件として、認定申請及び利用申込みをすることができます。育児休業を短縮して入園申請し、保育施設に入園できた場合は、必ず育児休業を入園月中に短縮して復職してください。

なお、在園児は出産前の元の勤務先に復帰する場合に限り、育児休業中の利用を認めています。

(6) 書類へのマイナンバーの記入

マイナンバー制度の導入に伴い、申込みされる方は、「支給認定申請書」にマイナンバーの記入をお願いしております。申請書提出の際には、マイナンバーの記入とともに「番号確認」と「本人確認」が必要となりますので、以下の書類を持参してください。

① 番号確認に必要な書類…父母のもの（以下のうち、いずれかの1点）

- ・マイナンバーカード
- ・通知カード
- ・マイナンバー付きの住民票の写し

【平成 31 年度の年齢別クラス】

クラス	生 年 月 日
0 歳児	平成 30 年（2018 年）4 月 2 日～
1 歳児	平成 29 年（2017 年）4 月 2 日～平成 30 年（2018 年）4 月 1 日
2 歳児	平成 28 年（2016 年）4 月 2 日～平成 29 年（2017 年）4 月 1 日
3 歳児	平成 27 年（2015 年）4 月 2 日～平成 28 年（2016 年）4 月 1 日
4 歳児	平成 26 年（2014 年）4 月 2 日～平成 27 年（2015 年）4 月 1 日
5 歳児	平成 25 年（2013 年）4 月 2 日～平成 26 年（2014 年）4 月 1 日

※0 歳児については月齢により、入園できる園が異なりますので、ご注意ください。

（2）支給認定内容の変更をしたい場合

入園又は入園決定後、認定内容の変更を希望する場合には、変更申請の手続きが必要となります。なお、各月 20 日を期日（土日・祝日の場合はその前平日）とし、翌月から適用とします。

（3）ならし保育について

初めて保育園に入園する児童については、保育園に無理なくなじめるよう、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていく「ならし保育」を行います。ならし保育の期間は、園や児童によって異なりますが、入園初日から概ね 2 週間程度です。この期間中は、早めのお迎えが必要となります。

なお、ならし保育の期間も、正規の保育料がかかります。

（4）利用施設の変更（転園）を希望する場合

転居など特別な事情がある場合は、転園の申込みができます。必要となる提出書類については、幼稚園保育園課にお問い合わせください。

※入園調整（選考）に当たっては、新規の申込者を優先しますので、ご希望に添えない場合もあります。

（5）市外へ転出する場合

入園後、市外へ転出する場合、現在利用している保育施設を年度末まで継続して利用していただくことができます。ただし、育児休業中など対象とならない場合もありますので、事前に必ずご相談ください。翌月以降も引き続き在園を希望する場合は、転出先の市区町村において支給認定申請及び利用申込みをしていただき、あらためて入園調整（選考）となります。

8 保育料算定について

(1) 決定方法等

- ① 保育料は、保護者（父母等）の市民税所得割額の合計により算定します。
- ② 祖父母と同居（世帯分離・同一敷地内の別棟・隣接地も同居とみなす）している世帯で、保護者（父母等）が市民税の課税が無い場合、祖父母の市民税額で算定します。
- ③ 保育料を算定する際の「市民税額」には、配当控除、外国税額控除、住宅取得（等）特別控除、住宅耐震改修特別控除、配当割、株譲渡割及び寄附金控除が、控除される前の金額を用います。
- ④ 保育料は月額で決定しており、都合によりお休みした場合や月の途中で退園した場合も保育料は変わりません。
- ⑤ 年齢は児童の入園した年度の4月1日時点（クラス年齢）で判定します。

(2) 保育料の算定について

4月分から8月分までの保育料については、平成30年度の保護者の市民税額を基に決定します。

9月分から3月分までの保育料については、平成31年度の保護者の市民税額を基に決定します。

※毎年9月が保育料の切り替え時期です。

保育料が変更になる方には、保育料変更決定通知書を郵送します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度の税額に基づく保育料					平成31年度の税額に基づく保育料						

(3) 保育料の変更

算定の基礎となった市町村民税の修正や更正があった場合、保育料が変更となる場合があります。変更となった場合、必要により適応期間の開始月に遡って保育料を変更し、料金の追加徴収又は返還をさせていただきます。

※申請が必要ですので希望される方は幼稚園保育園課までご相談ください。

※結婚や離婚等により家族構成に変更があった場合にも、利用者負担（保育料）が変更となる場合があります。

(4) 寡婦（夫）控除のみなし適用

婚姻歴のないひとり親世帯は、市民税額算定の際には寡婦（夫）控除の対象ではありませんが、保育料算定の際には寡婦（夫）控除があるものとみなして計算することが出来ます。

※申請が必要ですので希望される方は幼稚園保育園課までご相談ください。

※寡婦（夫）控除のみなし適用を受けても保育料が変わらない場合があります。

9 その他

(1) 磐田市認証保育園の一覧

「磐田市認証保育園」とは、磐田市独自の基準を満たし、認証された施設です。

No.	園名	住所	電話番号
1	パディ幼稚舎	見付2179-1	0538-37-5854

※入園等のお問い合わせについては各施設へ直接ご連絡ください。

(2) 磐田市内における認可外保育施設の一覧

「認可外保育施設」とは、児童福祉法上の保育園に該当しない、子どもを預かる施設（保育者の自宅で行うもの、少人数のものも含む。）の総称です。

施設や保育の内容は、施設により異なります。

No.	園名	住所	電話番号
1	チアホーザ	一言3592-2	0538-36-3225
2	あいきゅーぶ保育園	立野2003-4	0538-74-2500
3	なないろ保育園（11月開園）	掛塚3172	0538-66-5231

※入園等のお問い合わせについては各施設へ直接ご連絡ください。

※国・県・市からの補助金交付対象園のみ記載しています。

(3) 保育園 一時預かり事業等について

一時的に保育が必要となる場合、保育する制度です。

【料金】 3歳以上児 250円/時間

3歳未満児 300円/時間 ※食事代は各園の規定による

【実施園】 こうのとり・いずみ・いずみ第2・いずみ第3・西貝・風の森・こうのとり東・
みなみしま・とみがおか・こうのとり豊田・豊田みなみ（原則平日のみ実施）

※利用可能期間・曜日・時間等については各園によって異なります。詳細に関しては、各園に直接ご連絡ください。

※公立保育園については、受け入れ枠に余裕がある園において、病気等で緊急的に保育が必要となる場合保育を行う緊急保育事業があります。詳細に関しては、幼稚園保育園課にご相談ください。

(4) ファミリーサポートセンターについて

「残業で迎えに行けない」、「用事のために子どもを預けたい」、「たまには自分の時間を持ちたい」など、色々な事情で保育を必要とするときに利用できます。センターで会員登録すると、養成講座を受けた「おまかせ（援助）会員」が預かってくれます。

問い合わせ先：磐田市上大之郷 51 磐田市急患センター内（子育て支援総合センターのびのび内）

T E L : 0538-37-4102 F A X : 0538-37-4103 E-mail : famisapo@forest.ocn.ne.jp

利用料金（1時間あたり）	
平日	600円
平日早朝（6：00～9：00）	700円
平日深夜（19：00～21：00）	700円
土・日・祝（年末年始）	800円

(5) 病後児保育

「病気の回復期」であって集団保育が困難で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育をすることが出来ないお子様を、保育園の専用スペースで保育を行うものです。

【対象児童】 市内に住所を有する乳幼児又は小学校に就学している児童であって、次のいずれにも該当する場合。

- ・病気の回復期であり、安静の確保等の理由から集団保育が困難な場合
- ・保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合

【利用期間】 1回につき原則7日間を限度

【職員体制】 看護師1名、保育士1名

【負担額】 1日1,000円（半日は500円）
※食事代として実費相当額の徴収あり

【登録受付】 利用する可能性のある人は、事前に実施園で利用登録をしてください。

【実施園】 こうのとり・いずみ・いずみ第2・いずみ第3・こうのとり東・
みなみしま・とみがおか・ひまわり